

協会けんぽからのお知らせ



ご注意ください！

令和6年12月2日から
現行の健康保険証は
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は令和7年12月1日まで有効です

マイナンバーカードを
ご利用ください！



使ってみよう！
マイナ保険証

利用方法等
詳しくはこちら



全国健康保険協会 愛媛支部
協会けんぽ

後援：愛媛県

こんな場合は？

マイナンバーカードの健康保険証利用

Q&A

今の健康保険証はいつまで使えますか？

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新規発行されず、原則廃止となります。保険証廃止日以降、手元に有効な健康保険証がある場合は、その時点から**最長1年間**※(令和7年12月1日まで)使用できます。

マイナンバーカードを健康保険証として登録していません

以下の3つの方法で登録ができます。

- ① マイナポータルから登録
 - ② セブン銀行ATMで登録
 - ③ 医療機関・薬局の受付で登録
- ※登録状況については、マイナポータルでご確認ください。

子どもなど、自身で本人確認を行うことが難しい場合は？

保護者などの代理人が暗証番号を入力することで代わりに本人確認を行うことができます。暗証番号の設定が不要の顔認証マイナンバーカードの場合は、顔認証は本人が行いますが、代理人が顔認証付きカードリーダーを操作し、本人確認の補助を行うことができます。

マイナンバーカードを常に持ち歩くのは不安なのですが…

ICチップには、医療情報や税情報などのプライバシー性の高い情報は入っていません。また、第三者がマイナンバーを利用して手続きなどができない仕組みになっているため持ち歩いていても安全です。ただし、万が一なくした場合などは、すぐにマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に連絡し、一時利用停止をしてください。

使い方はとっても簡単！3ステップ！



「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

0570-015-369

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせ

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルでは22か国語でのお問い合わせに対応しています

【対応言語】 英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語 他